

令和7年8月28日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
【令和7年度上天草市一般会計補正予算（第5号）】
- 日程第 6 議案第54号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第55号 上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第56号 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第57号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第59号 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第60号 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第61号 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 令和7年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第63号 令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第64号 令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 令和7年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第66号 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第67号 財産の取得について
- 日程第20 議案第68号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第21 認定第 1号 令和6年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 2号 令和6年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第 3号 令和6年度上天草市下水道事業会計決算の認定について

- 日程第 2 4 認定第 4 号 令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 報告第 7 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】
- 日程第 2 7 報告第 8 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 日程第 2 8 報告第 9 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 9 報告第 1 0 号 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(13名)

議長	嶋元 秀司				
1 番	田寄 清勝	2 番	柳本 初喜	3 番	北垣 洋
5 番	何川 誠	6 番	塩田 真一	7 番	何川 雅彦
8 番	宮下 昌子	9 番	西本 輝幸	1 0 番	高橋 健
1 1 番	田中 万里	1 2 番	桑原 千知	1 3 番	田中 辰夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

4 番 井手口隆光

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾
教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
病 院 事 業 管 理 者	船曳 哲典	上天草総合病院事務長	山川 康興
総 務 課 長	海崎 竜也	財 政 課 長	中田 光治
会 計 管 理 者	山口 千重		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 荒 木 勝 樹 局 長 補 佐 山 崎 大 勝
参 事 荒 木 莉 佐 主 事 松 田 俊 太 朗

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（嶋元 秀司議員） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、5番、何川誠議員、6番、塩田真一議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第2、会期の日程については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 改めまして、おはようございます。

それでは、委員長報告をいたします。

令和7年第5回上天草市議会定例会の運営等について、議会運営委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

一般質問につきましては、災害対応に伴い、執行部の状況を鑑み、なしとし、会期を短縮することに決定しました。会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日8月28日は、開会、提案理由説明、9月8日が議案質疑及び委員会付託となります。予算決算常任委員会は9月8日と11日の2日間、そのほかの常任委員会は9月9日、10日の2日間開催します。9月12日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は25件、その内訳は、条例4件、補正予算9件、そのほか2件、認定4件、諮問1件、専決承認1件、報告4件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程など慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月12日までの16日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年6月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

行政報告の前に、令和7年8月10日から11日にかけての大雨災害に関しまして、被害の状況と現在までの対応について御報告申し上げます。

まずは、このたびの大雨災害により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の大雨は、線状降水帯の発生により、これまでに経験したことのないような猛烈な雨が降り、主に大矢野町と松島町の複数か所に土砂崩れ、道路の冠水、家屋への浸水など、甚大な被害をもたらしました。

住家につきましては、床上浸水が351棟、床下浸水が268棟の報告があっており、猛暑の中で、多くの方々が今なお不便な生活を強いられておられます。また、土砂崩れや道路冠水により、主要幹線道路を含む約40か所で通行止めになるなど、交通にも大きな支障が生じました。公共施設や学校も数多く被災をし、松島総合センターアロマにつきましては、当面の間休館を余儀なくされています。

現在、市では、長期避難者への対応、ライフラインの復旧、支援物資の提供、各種情報の発信など被災者支援に全力で取り組んでいるところでございます。今回の大雨災害によって、今も多くの方々が日常生活に深刻な影響を受け、不安な日々を過ごされていることと思います。被災者の皆様方には大変な御不便をおかけしておりますが、引き続き、被災者の皆様に寄り添いなが

ら、1日も早く安心して暮らせる日常が取り戻せるよう、職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年第5回市議会定例会の開催に当たり、6月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

防災につきまして、6月12日に上天草市防災会議を開催し、市の地域防災計画における資機材の整備や自衛隊の災害派遣要請などの項目について見直しを行いました。また、県の危機管理防災企画官を講師に迎え、県が実施した防災訓練などに関する講演を頂きました。なお、今回防災会議で委員の改選を行いまして、懸案であった女性委員の登用率は、3%から27.5%に改善をしております。6月27日の自主防災組織向けの研修会では、防災士アドバイザーから自主防災組織の役割と活動について講演を頂き、防災意識の高揚を図りました。引き続き、関係機関と連携を図りながら、市民の安心安全に努めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

産業振興事業におきましては、7月11日に、宮津海遊公園におきまして、関係者や地元保育園児など約50名が参加をし、養殖事業化に向けて育てた稚ダコ約1,200匹を放流いたしました。今回の事業は、国内大手たこ焼きチェーン築地銀だこなどを展開するホットランドホールディングスと上天草市天草漁業協同組合とのマダコ養殖の包括連携協定に基づいて実施したものです。今後も、この放流事業を継続的に実施し、マダコの漁獲量の増加に努めるとともに、豊かな海を守るための取組を推進してまいります。

次に、建設部門でございます。

熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、5市1町で組織する熊本天草幹線道路整備促進期成会の一員として、8月8日に、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所並びに自由民主党熊本県支部連合会、公明党熊本県支部、8月20日に、国土交通大臣、財務省並びに熊本県選出の衆参国会議員に対して、事業進捗及び早期完成に向けた要望を行いました。引き続き、熊本天草幹線道路のさらなる事業進捗と早期完成を目指し、要望活動に取り組むとともに必要な支援を行ってまいります。

次に、市民生活部でございます。

ごみ処理事業につきましては、松島地区清掃センターの設備故障に伴い、可燃ごみを市外の処理施設へ運搬処理をしておりましたが、設備の復旧作業が順調に進捗をし、8月1日から市内全域の可燃ごみの処理が可能となりました。市民の皆様には御心配と御迷惑をおかけいたしました。なお、設備の復旧作業は継続をしております。9月末の復旧完了を見込んでおります。

環境保全事業につきましては、6月1日に、環境の日一斉清掃を実施し、175行政区、7,080人の方々に御参加を頂き、市を挙げて地域の環境美化活動に取組まれました。また、7月21日には、海洋環境の保全を目的に、市内6か所で海の日クリーン作戦が実施されました。

税務課におきましては、令和7年度定額減税補足給付金につきまして、7月30日に給付対象

者2, 691人に支給のお知らせなどを送付し、8月22日から給付を開始しました。給付額は1人当たり1万円から4万円で、支給確認書の受付終了を10月31日としており、最終的な給付は、給付対象者2, 691人、給付総額8,470万円を見込んでおります。

市民課におきましては、令和7年5月26日の戸籍法改正により、氏名の振り仮名が戸籍の記載事項に追加されたことに伴い、本市が本籍地である人に対し、戸籍に記載されている予定の氏名の振り仮名を確認していただくための通知書を発送いたしました。今後、令和8年5月25日までに振り仮名の訂正の届出があった場合は、届出内容に基づき、振り仮名を記載し、届出がなかった場合は、翌5月26日以降に、通知書に基づいて自動的に振り仮名を記載する処理を行うこととしております。

次に、健康福祉部門でございます。

乳幼児健康診査につきましては、令和7年6月より、新たに5歳児健康診査を開始しました。これにより、子供の特性を早期に把握し、特性に応じた適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する指導を通じて円滑な就学につなげてまいります。

最後に、教育部門でございます。

学校教育分野につきましては、昨年4月に、本市と国際交流促進覚書を締結した台湾瑞芳区との交流事業の一環として、7月30日に、松島中学校と台湾新北市の貢寮中学校の生徒がオンラインで交流をし、生徒同士が学校や地域の情報交換を行いました。今後も、市内6小・中学校におきまして、順次、オンライン交流を実施する予定としております。

次に、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的に、上天草市いじめ問題対策連絡協議会を8月5日に開催をいたしました。上天草警察署、熊本地方法務局、各地区PTA代表者等の委員から、いじめ問題に対する連携の在り方や、いじめの未然防止のための方策について、それぞれの立場で多様な御意見を頂きました。今後とも、関係機関と協力をしながら、本市の子供達の健全育成のために本協議会の充実を図ってまいります。

社会教育分野につきましては、7月26日に、松島総合センターアロマにおきまして、令和7年度上天草市人権講演会及び青少年育成市民大会を開催し、247人の方々に御来場を頂きました。本大会では、市内小・中学校による作文発表のほか、キャリアデザインスクールアートアイの山本ゆかりさんをお招きをし、女性が笑顔で生きられる社会とはと題した講演を頂きました。参加者からは、小・中学校の作文に心を打たれた、講演の内容が分かりやすく、笑顔と相手を思いやることの大切さを再認識したなど、内容の分かりやすさを共感したなど前向きな評価が寄せられております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（嶋元 秀司議員） これで行政報告は終わりました。

【令和7年度上天草市一般会計補正予算（第5号）】

- 日程第 6 議案第 5 4 号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 8 号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 11 議案第 5 9 号 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 6 0 号 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 6 1 号 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 6 2 号 令和7年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第 6 3 号 令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議案第 6 4 号 令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第 6 5 号 令和7年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 6 6 号 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 6 7 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 6 8 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第 21 認定第 1 号 令和6年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号 令和6年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 令和6年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第5、承認第5号から、日程第24、認定第4号までの以上20件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和7年第5回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認議案1件、上天草市

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案4件、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第6号）などの予算議案9件、財産の取得についてなどのその他議案2件、令和6年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案4件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件1件を提出しております。諮問案件を除く議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、承認第5号及び議案第54号から議案第55号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書の1ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

令和7年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊予算書のとおり、8月11日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、8月10日から11日までにかけて発生した豪雨により、公共施設や住家等の甚大な被害が生じたため、これらに係る災害復旧等のほか、被災された方々の支援等について、応急的に必要な経費に係る予算を補正する必要が生じたことから、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

内容について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ16億3,910万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億7,485万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正は、災害復旧事業債を2億230万円増額し、起債限度額の合計を16億7,120万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金、15（目）衛生費国庫負担金は、感染症予防事業費等国庫負担金1,082万1,000円を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金、20（目）衛生費国庫補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金4億8,675万円を増額するものでございます。

70（款）県支出金、10（項）県負担金、10（目）民生費県負担金は、災害救助費負担金計2億2,770万4,000円を増額するものでございます。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金、10（目）財政調整基金繰入金は、7億700万円を

増額するものでございます。

95(款) 諸収入、35(項) 15(目) 雑入は、建物総合損害共済保険金453万円を増額するものでございます。

99(款) 10(項) 市債は、2億230万円の増額でございます。この内訳といたしまして、50(目) 災害復旧事業債が、農地等災害復旧事業4,830万円、林業施設災害復旧事業1,740万円。8ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧事業1,490万円、道路災害復旧事業7,190万円、河川災害復旧事業4,390万円、法定外公共物災害復旧事業590万円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

20(款) 民生費、25(項) 災害救助費は、2億2,820万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 災害救助費が、避難所食品給与のための食糧費146万円、福祉避難所運營業務委託料195万円、被災住宅応急修理委託料2億2,391万7,000円などを増額するものでございます。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費は1,623万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、30(目) 環境衛生費が、家屋等消毒業務委託料1,567万5,000円などを増額するものでございます。

25(款) 衛生費、15(項) 清掃費は、9億7,371万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 清掃総務費が、災害廃棄物処理業務委託料9億7,350万2,000円などを増額するものでございます。

45(款) 土木費、10(項) 土木管理費、10(目) 土木総務費は、消耗品100万円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

60(款) 災害復旧費、10(項) 農林水産施設災害復旧費は、2億820万円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目) 農業用施設等災害復旧費が、農地等災害復旧事業測量設計業務委託料1億2,450万円、機械等使用料2,600万円、土砂等撤去負担金500万円などを増額するものでございます。20(目) 林業施設等災害復旧費が、林業施設等災害復旧事業測量設計業務委託料2,700万円、機械等使用料570万円を増額するものでございます。25(目) 治山施設災害復旧費が、治山施設等災害復旧事業測量設計業務委託料1,500万円、機械等使用料400万円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共土木施設災害復旧費は1億7,506万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 道路災害復旧費が、道路災害復旧工事測量設計業務委託料7,200万円、土砂等撤去負担金5,000万円を増額するものでございます。15(目) 河川災害復旧費が、河川災害復旧工事測量設計業務委託料4,400万円を増額するものでございます。40(目) 住宅施設災害復旧費が、市営住宅修繕費906万円を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

60(款)災害復旧費、25(項)文教施設災害復旧費は2,844万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)公立学校施設災害復旧費が、機械等使用料1,500万円を増額するものでございます。15(目)社会教育施設災害復旧費が、機械等使用料118万1,000円を増額するものでございます。20(目)社会体育施設災害復旧費が、松島総合センターアロマ機械設備被害状況詳細調査委託料322万4,000円、同電気設備被害状況詳細調査委託料362万7,000円、機械等使用料109万7,000円、松島総合運動公園仮事務所リース料152万7,000円などを増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

60(款)災害復旧費、30(項)その他公共施設等災害復旧費は818万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、20(目)商工観光施設災害復旧費が、姫戸白嶽森林公園ジップライン歩道応急修繕費118万8,000円、機械等使用料100万円を増額するものでございます。35(目)法定外公共物災害復旧費が、法定外公共物災害復旧工事測量設計業務委託料600万円を増額するものでございます。

以上が、専決処分報告及びその承認を求めることについての概要でございます。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

議案第54号、上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例のほか2本の条例の規定を整理するものでございます。内容といたしましては、第1条、上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、第2条、上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第3条、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の各規定において、部分休業を取得した際の規定について整理するものでございます。なお、この条例は、令和7年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。併せて説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第55号、上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給額等

を見直すため、関係条例の規定を整備するものでございます。

まず、第1条、上天草市職員の旅費に関する条例について、主な改正内容としましては、出張旅行役務提供者等の定義及び旅費の種類を見直し、旅行に要する実費により旅費の計算をすることとするもののほか、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費について規定するものでございます。

次に、第2条、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例について、主な内容としましては、一般職の職員の旅費の取扱いに準じ、費用弁償または旅費の支給額等を見直すものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとしており、このことに伴い、上天草市承認等に対する実費弁償に関する条例、上天草市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定を整理するものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給額等を見直すため、関係条例の規定を整理する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第56号及び議案第57号を、市民生活部長、お願いします。

○市民生活部長（藤川 勝利君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書14ページをお願いいたします。併せて説明資料45ページをお願いいたします。

議案第56号、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、市の基幹業務システムを標準化基準に適合したシステムへ移行すること等に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第1条による上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の改正につきましては、システムの標準化に伴い、市窓口において、個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書を交付する場合、個人番号カードに登録されている利用者証明用電子証明書が有効であることの確認等が必要となることなどから、関係規定を整備するものでございます。

第2条による上天草市手数料条例の改正につきましては、システムの標準化に伴い、これまで出力が可能であった市県民税及び固定資産税の課税台帳記載事項証明書が廃止されることなどから、関係規定を整備するものでございます。

第3条による上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の改正につきましては、システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記載されていない者の情報

を一元的に管理するため、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として導入されることとなりますが、この機能を扱う事務につきましては、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるため、関係規定を整備するものでございます。なお、これらの条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において、規則で定める日から施行することとしております。

提案理由としましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。併せて説明資料54ページをお願いいたします。

議案第57号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本市の現在の条例では、印鑑の登録に当たり、印鑑登録原票に、印影のほか氏名や登録番号、性別等を登録することとなっており、また、印鑑登録証明書にも性別の事項を記載することとなっています。性別欄の記載があることで、本人の性自認と異なる情報が公文書に記載されるなど、精神的な負担や不快感を与える恐れがあることから、性の多様性に配慮することを目的に、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記を削除するため、関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、システムの標準化に合わせて様式の内容等を変更するものであるため、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において、規則で定める日から施行することとしております。

提案理由としましては、性の多様性に配慮することを目的とし、印鑑登録証明書の記載事項等から男女別の表記を削除するため、関係規定を整備する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第58号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第58号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ6億1,196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億8,681万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、まちづくり事業推進助成金のほか5件の債務負担行為の限度額を1億7,576万8,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正は、過疎対策事業債を1億2,110万円減額する一方、公共事業等債を1億3,840万円増額するなど、起債限度額の合計を15億1,490万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

45(款)10(項)10(目)地方交付税は、令和7年度の普通交付税の決定に伴い、当初予算額との差額2億8,325万7,000円を増額するものでございます。

65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金は1,765万3,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10(目)民生費国庫負担金が、子供のための教育・保育給付国庫交付金199万8,000円などを増額するものでございます。20(目)災害復旧費国庫負担金が、公共土木施設災害復旧負担金1,560万7,000円を増額するものでございます。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は2,560万8,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費国庫補助金が、社会保障番号制度システム整備費補助金の通知書印刷発送分419万1,000円、事務補助分212万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生交付金1,805万円を増額するものなどでございます。15(目)民生費国庫補助金が、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金107万4,000円などを増額するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

70(款)県支出金、10(項)県負担金は、335万6,000円を増額でございます。主なものといたしまして、25(目)災害復旧費県負担金が、農地等災害復旧事業補助金235万7,000円を増額するものでございます。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は966万8,000円を増額でございます。主なものといたしまして、25(目)農林水産業費県補助金が、園芸施設有効活用緊急支援事業補助金153万1,000円などを増額するものでございます。30(目)商工費県補助金が、物価高騰対応生活者支援交付金744万7,000円を増額するものでございます。

70(款)県支出金、20(項)委託金は、320万8,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費委託金が、国勢調査交付金319万7,000円を増額するものなどでございます。

11 ページをお願いいたします。

85(款)繰入金、10(項)特別会計繰入金、20(目)介護保険特別会計繰入金は、前年度事業費の確定に伴い、繰入超過となったことから、一般会計への返金3,834万4,000円を計上するものでございます。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金、10(目)財政調整基金繰入金は、歳出予算との調整により5億4,500万円を減額するものでございます。

90(款)10(項)10(目)繰越金は、令和6年度決算剰余金7億2,445万4,000円を計上するものでございます。

95(款) 諸収入、35(項) 雑入は541万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業413万6,000円、スポーツ振興くじ助成金127万7,000円を増額するものでございます。

99(款) 10(項) 市債は4,600万円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目) 災害復旧費事業債が、道路災害復旧事業760万円を増額するものでございます。55(目) 過疎対策事業債が、水産物供給基盤機能保全事業1億580万円、江樋戸港改修事業4,900万円を減額する一方、農道改良事業980万円、市道維持事業1,090万円、市道舗装事業1,300万円を増額するものでございます。95(目) 緊急防災減災事業債が、J-A-L-E-R-T新型受信機更新事業490万円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

100(目) 緊急しゅんせつ推進事業債が、亀の迫地区農業用排水路しゅんせつ事業1,620万円を増額するものでございます。101(目) 公共事業等債が、水産物供給基盤機能保全事業9,520万円、江樋戸港改修事業4,320万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は5,378万2,000円の減額でございます。増額分の主なものといたしまして、15(目) 財政管理費が、令和6年度分物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金345万円を増額するものなどでございます。

15ページをお願いいたします。

45(目) 企画費が、フィッシャリーナ天草敷地内里道調査測量業務委託料135万7,000円、郵便局調整等委託料136万9,000円、郵便局の地域活用事業に係る備品購入費180万6,000円を増額するものなどでございます。70(目) 電子計算費が、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る業務委託料970万4,000円、戸籍総合システム機器リース136万4,000円などを減額する一方、新総合行政システム利用料1,023万円、標準化に伴う戸籍総合システム機器リース中途解約金136万4,000円などを増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、20(項) 戸籍住民基本台帳費は109万円の減額でございます。増額分の主なものといたしまして、10(目) 戸籍住民基本台帳費が、戸籍情報システム改修業務委託料287万1,000円を増額するものなどでございます。

20ページをお願いいたします。

20(款) 民生費、10(項) 社会福祉費は450万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20(目) 障害者福祉費が、障害者福祉サービス等システム改修業務委託料154万円を増額するものでございます。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費は2,059万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 児童福祉総務費が、子ども・子育て支援交付金国庫交付金過年度分返

還金114万8,000円、子どものための教育・保育給付国庫交付金過年度分返還金1,021万8,000円を増額するものなどがございます。

21ページをお願いいたします。

20(款)民生費、20(項)生活保護費、10(目)生活保護総務費は、生活保護システム改修委託料214万9,000円を増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費は1,347万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)保健衛生総務費が、令和5年度新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金136万1,000円などを増額するものでございます。

23ページをお願いいたします。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は3,381万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20(目)農業振興費が、園芸施設有効活用緊急支援事業補助金153万1,000円などを増額するものでございます。30(目)農地費が、修繕費234万9,000円、亀の迫地区農業用排水路しゅんせつ工事1,635万5,000円などを増額するものでございます。30(目)農道維持費が、大矢野北部地区広域農道舗装補修工事382万6,000円、南部農免道路横断側溝補修工事613万2,000円、中央農道区画線設置工事366万8,000円を増額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

40(款)10(項)商工費は、1,393万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)商工振興費が、LPガス価格高騰対策支援事業補助金1,489万5,000円を増額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は4,390万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)道路維持費が、機械等使用料281万1,000円、市道瀬高泊線流末水路整備工事1,100万円、上天草市管内市道区画線再設置工事費1,695万4,000円を増額するものでございます。20(目)橋梁維持費が、樋島大橋橋梁点検業務委託料から大久保1号橋ほか2号橋補修工事へ2,300万円組み替えるものでございます。25(目)道路舗装費が、市道野釜線舗装工事400万円、市道古野賤之女線舗装工事914万1,000円を増額するものでございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費、10(目)港湾管理費は、柳港区地点測量業務委託料228万8,000円を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

50(款)10(項)消防費は、679万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、30(目)防災管理費が、上天草市防災情報システム拡充工事実施設計業務委託料100万円などを減額する一方、J-A-L-E-R-T新型受信機更新業務委託料496万7,000円などを増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

55(款)教育費、30(項)保健体育費は、342万6,000円の増額でございます。主なものとして、20(目)学校給食費が、姫戸・龍ヶ岳共同調理場等改修工事設計業務委託料190万8,000円を増額するものなどでございます。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費は、476万4,000円の増額でございます。内訳として、15(目)農業用施設等災害復旧費が、宮津地区農道災害復旧工事362万7,000円、東満地区水路単独災害復旧工事113万7,000円を増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

60(款)災害復旧費、15(項)公共土木施設災害復旧費は2,340万円の増額でございます。内訳として、10(目)道路災害復旧費が、市道黒仁田2号線道路災害復旧工事1,380万円、市道赤崎池の浦線道路災害復旧工事960万円を増額するものでございます。

65(款)10(項)公債費は、7,621万2,000円を増額するものでございます。内訳として、10(目)元金が、歳入超過に伴う繰上償還が生じたため、元金5,958万1,000円を増額し、15(目)利子が、令和7年3月及び5月に借入れた地方債の借料利率が見込みよりも高かったため、不足分の利子1,663万1,000円を増額するものでございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は、3億7,734万8,000円の増額でございます。内訳として、10(目)財政調整基金費が、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金3億7,000万円を増額し、139(目)公共施設マネジメント基金費が、令和6年度繰入れ余剰分などを積み立てるため、公共施設マネジメント基金積立金734万8,000円を増額するものでございます。

75(款)10(項)10(目)予備費は2,042万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。

提案理由として、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第59号から議案第61号を、健康福祉部長、お願いします。

○健康福祉部長(宮崎 誠吾君) おはようございます。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第59号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について御説明いたします。

予算書30ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5億695万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億6,057万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

60(款)10(項)繰越金、10(目)前年度繰越金は、令和6年度決算剰余金5億695万4,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため5億695万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第60号、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

予算書37ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,887万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

30(款)10(項)10(目)繰越金は、令和6年度決算剰余金1,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

15(款)10(項)公債費、15(目)利子は、地方債元利償還金利子が確定したことに伴い、3万1,000円を増額するものでございます。

20(款)10(項)予備費は、歳入歳出予算調整のため、3万円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第61号、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いた

します。

予算書44ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2億3,044万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億9,723万4,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

49ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)繰越金は、令和6年度決算剰余金2億3,044万2,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

35(款)諸支出金、10(項)償還金及び還付加算金は7,127万9,000円の増額でございます。内容といたしまして、15(目)償還金が、介護給付費及び地域支援事業の令和6年度の事業費確定により、国、県及び支払い基金への返還金を計上するものでございます。

35(款)諸支出金、15(項)繰出金は、3,834万5,000円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)一般会計繰出金が、介護給付費及び地域支援事業等の令和6年度の事業費確定により、介護保険特別会計から一般会計への繰出金を計上するものでございます。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、1億2,081万8,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第62号を、市民生活部長、お願いします。

○市民生活部長(藤川 勝利君) 議案書22ページをお願いいたします。

議案第62号、令和7年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

予算書51ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ235万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,005万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

25(款)10(項)10(目)繰越金は、令和6年度決算剰余金235万9,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は84万1,000円の増額でございます。内容といたしましては、10(目)一般管理費が、水道管の漏水に伴う修繕費40万1,000円、誘引排風機軸受台の修繕費44万円を増額するものでございます。

30(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、151万8,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第63号を、経済振興部長、お願いします。

○経済振興部長(本田 善生君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書23ページをお願いいたします。

議案第63号、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

予算書58ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,561万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

63ページをお願いいたします。

20(款)10(項)10(目)繰越金は、令和6年度決算剰余金69万1,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

64ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、69万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第64号を、健康福祉部長、お願いします。

○健康福祉部長(宮崎 誠吾君) よろしくお願いします。

議案書 24 ページをお願いいたします。

議案第 64 号、令和 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

予算書 65 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 1,333 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 9,655 万 5,000 円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

70 ページをお願いいたします。

30（款）10（項）10（目）繰越金は、令和 6 年度決算剰余金 1,333 万 3,000 円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

71 ページをお願いいたします。

30（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため 1,333 万 3,000 円を増額するものでございます。

以上が、令和 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第 65 号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書 25 ページをお願いいたします。

議案第 65 号、令和 7 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

予算書 72 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 7,189 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,019 万 9,000 円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

77 ページをお願いいたします。

15（款）10（項）10（目）繰越金は、令和 6 年度決算剰余金 7,151 万 5,000 円を計上するものでございます。

20（款）諸収入、10（項）10（目）雑入は、令和 6 年度消費税確定申告に伴う消費税還付金 38 万 1,000 円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

78 ページをお願いいたします。

50（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、7,189 万 6,000 円を増

額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第66号を、病院事務長、お願いします。

○病院事務長（山川 康興君） よろしく願いいたします。議案書26ページをお願いいたします。

議案第66号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ2,052万円増額し、40億6,993万7,000円とするものでございます。

収入について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1款、病院事業収益、2項、医業外収益、2目、補助金2,052万円の増額は、令和7年度熊本県病床数適正化支援事業給付金の内示があったことから、当該収益を増額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1款、病院事業費用、2項、医業外費用、1目、支払い利息及び企業債取扱い諸費75万1,000円の増額は、企業債償利息額確定に伴い、増額するものでございます。11（項）1（目）予備費1,976万9,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第67号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第67号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、パーテーションや簡易ベッドなど避難所生活に必要な物資等を保管するための資機材備蓄倉庫を2棟取得するものでございます。取得の相手方は、熊本市中央区神水2丁目6番7号、野々村ポンプ株式会社で、取得金額は2,468万4,000円でございます。

提案の理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第68号を、副市長、お願いします。

○副市長（坂本 公生君） 議案書28ページをお願いいたします。

議案第68号、和解及び損害賠償額の決定について御説明をいたします。

本議案は、国が全国の自治体に対して進めている情報システムの標準化・共通化の方針に基づく戸籍総合システムのガバメントクラウドへの移行に伴い、従来のサーバー機器について、賃貸借契約を途中で終了すべく、事業者へ解約金を支払うものでございます。相手方の事業者、金額等については、議案書に記載のとおりです。

提案理由といたしまして、本件を決定するには、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、認定第1号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書29ページをお願いいたします。

認定第1号、令和6年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、別冊の令和6年度上天草市一般会計特別会計歳入歳出決算書における会計別の歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引き額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて御説明いたします。

最初に、一般会計でございます。

149ページをお願いいたします。

歳入総額238億4,347万9,920円、歳出総額227億9,995万2,876円、差引き額10億4,352万7,044円。翌年度へ繰り越すべき財源3億1,907万2,080円、実質収支額7億2,445万4,964円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

164ページをお願いいたします。

歳入総額45億553万2,293円、歳出総額39億9,857万7,852円、差引き額5億695万4,441円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額5億695万4,441円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。

173ページをお願いいたします。

歳入総額5,661万700円、歳出総額5,661万631円、差引き額69円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額69円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

193ページをお願いいたします。

歳入総額42億5,931万5,543円、歳出総額40億2,887万3,093円、差引き額2億3,044万2,450円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額2億3,044万2,450円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。

200ページをお願いいたします。

歳入総額3,860万6,593円、歳出総額3,624万6,704円、差引き額235万9,889円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額235万9,889円でございます。

次に、天草四郎ミュージアム特別会計でございます。

209ページをお願いいたします。

歳入総額2,413万4,513円、歳出総額2,344万3,250円、差引き額69万1,263円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額69万1,263円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

218ページをお願いいたします。

歳入総額5億3,335万8,153円、歳出総額5億2,002万4,515円、差引き額1,333万3,638円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,333万3,638円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。

225ページをお願いいたします。

歳入総額1億1,982万8,246円、歳出総額4,831万2,899円、差引き額7,151万5,347円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額7,151万5,347円でございます。

以上、認定第1号についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、認定第2号を、水道局長、お願いします。

○水道局長（渡辺 政明君） 議案書30ページをお願いいたします。

認定第2号、令和6年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の令和6年度上天草市水道事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款、水道事業収益は、予算額10億918万1,000円に対しまして、決算額10億581万9,843円となり、336万1,157円の減額でございます。内訳につきましては、10ページから11ページに掲載しておりますので、後ほど御覧頂きたいと思っております。

次に、支出でございます。

第1款、水道事業費用は、予算額10億918万1,000円に対しまして、決算額9億1,196万4,653円となり、不用額は、9,721万6,347円でございます。内訳につきましては、12ページから15ページに各項目ごとに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款、資本的収入は、予算額3億3,810万2,000円に対しまして、決算額3億530万1,915円となり、3,280万85円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は、予算額7億9,270万5,000円に対しまして、決算額6億3,242万8,777円となり、不用額は1億5,444万2,223円でございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3億2,712万6,862円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,615万5,585円及び過年度分損益勘定留保資金3億97万1,277円で補填しております。内訳につきましては、16ページから17ページに、各項ごとに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

事業報告について説明いたします。

24ページをお願いいたします。

給水状況では、給水人口が前年度に比べ634人の減の2万1,928人でございます。また、使用された年間給水量は、前年度に比べ1万6,642立方メートル減の218万1,162立方メートルでございます。財政状況では、営業収益、営業外収益及び特別利益の合計、税抜になりますが、9億3,178万4,356円から、営業費用、営業外費用及び特別損失の支出額合計8億6,438万2,531円を差し引いた6,740万1,825円が当年度純利益となります。前年度繰越し利益剰余金2億8,073万5,197円と合わせて、3億4,813万7,022円が当年度分未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後の翌年度繰越し利益剰余金は、5ページ記載の剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金から積立処分額5,000万円を差し引いた残高2億9,813万7,022円でございます。

建設改良工事では、28ページから29ページに示すとおり、市道環状線西2号線道路改良に伴う配水管移設工事ほか12件、合計3億4,408万9,352円を実施しております。また、委託料として、阿村浄水場廃止に伴う配管ポンプ場等詳細設計業務ほか2件、合計2,050万2,766円、営業設備費用として、量水器1,639個、449万8,450円のほか9件、2,265万3,160円を購入しております。内容につきましては、30ページを御覧頂きたいと思っております。

以上、認定2号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 皆さんにお諮りいたします。1時間を経過しておりますけれども、このまま継続して会議を続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） ありがとうございます。

次に、認定第3号を、建設部長、お願いします。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書31ページをお願いいたします。

認定第3号、令和6年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の令和6年度上天草市下水道事業会計決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款、下水道事業収益は、予算額3億1,148万1,000円に対しまして、決算額3億1,283万2,121円となり、135万1,121円の増額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、下水道事業費用は、予算額2億7,322万3,000円に対しまして、決算額2億7,648万8,672円となり、不用額は326万5,672円でございます。収益的収入及び支出についての詳細につきましては、決算書9ページから12ページに利益費用明細書を掲載しております。なお、決算報告書と収益費用明細書では、消費税及び地方消費税についての取扱いが異なるため、金額が一致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款、資本的収入は、予算額1億9,079万5,000円に対しまして、決算額1億2,859万2,180円となり、6,220万2,820円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は、予算額3億596万6,000円に対しまして、決算額2億3,719万620円となり、翌年度へ建設改良費6,096万円を繰越しております。よって、不用額は781万5,380円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億859万8,440円は、当年度分消費税資本的収支調整額733万8,972円、当年度分損益勘定留保資金7,546万3,877円及び未処分利益剰余金2,579万5,591円で補填しております。なお、決算書5ページに、剰余金処分計算書案を記載しております。資本的収支詳細につきましては、13ページから14ページに、資本費用明細書を掲載しております。こちらも収益費用明細書と同じく消費税の取扱いが異なるため、決算報告書の金額とは一致しません。

22ページをお願いいたします。

事業報告について説明いたします。概況の総括事業のみの説明とさせていただきます。

営業では、処理区域内人口が前年度に比べて78人減の3,934人でございます。また、年間処理水量は、前年度に比べて5,339立方メートル減の38万8,233立方メートルでございます。財政状況では、営業収益及び営業外収益の合計3億360万6,178円税抜から、営業費用及び営業外費用の合計2億6,721万5,096円税抜を差し引いた3,639万1,082円が当年度純利益となり、昨年度からの繰越し利益剰余金4,722万8,412円と当年度分純利益を合算した8,361万9,494円が当年度未処分利益剰余金でございます。翌年度繰越し利益剰余金は、決算の認定を受けた後、決算書5ページに記載の剰余金処分計算書案のとおり5,782万3,903円でございます。

26ページをお願いいたします。

令和6年度建設改良工事につきましては、松葉マンホールポンプ場改築工事ほか7件を実施しております。また、業務委託については、上天草市下水道不明水調査業務委託ほか1件を実施しております。

以上、認定第3号についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、認定第4号を、病院事務長、お願いします。

○病院事務長（山川 康興君） 議案書32ページをお願いします。

認定第4号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款、病院事業収益予算額合計40億6,569万8,000円に対しまして、決算額37億2,089万5,667円でありました。予算に比べ、決算の増減は3億4,480万2,333円の減少、うち消費税及び地方消費税額は、2,165万9,233円となっております。決算額の内訳については、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款、病院事業費用、予算額合計40億6,569万8,000円に対しまして、決算額39億3,640万2,989円でありまして、不用額1億2,929万5,011円となっております。費用の決算額内訳については、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款、資本的収入予算額2億2,136万3,000円に対しまして、決算額2億1,755万6,000円で、予算に比べ、決算は380万7,000円の減少となっております。収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債1億3,800万円、第2項、補助金565万8,000円、第3項、出資金7,389万8,000円、第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出予算額3億8,198万8,000円に対しまして、決算額3億7,587万897円で、不用額611万7,103円となりました。うち消費税及び地方消費税額が1,485万1,157円となっております。支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良費1億6,410万6,732円、第2項、企業債償還金2億648万4,165円、第3項、投資528万円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,831万4,897円は、当年度消費税資本的収支調整額1,485万1,157円、過年度損益勘定留保資金1億4,346万3,740円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の6行目から説明させていただきます。

入院外来患者数全体では、延べ15万9,000人で、前年度と比較して8,799人、5.3%の減少となり、総収入税抜では、37億422万9,567円で、前年度と比較して2億3,814万4,263円、6.0%の減収となりました。

一方、総費用の税抜では39億6,590万123円で、前年度と比較して1億6,187万1,662円、4.3%の増となりました。この結果、令和6年度は、2億6,167万556円の純損失となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が2億1,755万6,000円に対しまして、資本的支出3億7,587万897円で、1億5,831万4,897円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填しております。以降、詳細につきましては、貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほど御覧頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。

令和6年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書案でございます。当年度の未処理欠損金が2億1,066万7,877円となります。処分する資金がございませんので、次年度への繰越し累計欠損金となります。

以上、認定第4号について説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第25、諮問第2号を議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書33ページをお願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は、新任の山下勝一氏でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第 26 報告第 7 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第 27 報告第 8 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第 28 報告第 9 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 29 報告第 10 号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 26、報告第 7 号から、日程第 29、報告第 10 号を行います。執行部から報告内容の説明を求めます。

まず、報告第 7 号を、教育部長、お願いします。

○教育部長（松尾 伸之君） よろしく願いいたします。

議案書 34 ページをお願いいたします。併せて説明資料 56 ページをお願いいたします。

報告第 7 号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により御報告いたします。

専決第 8 号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和 6 年第 4 回上天草市議会定例会において議決され、令和 6 年第 6 回上天草市議会定例会において、変更について議決された大矢野総合体育館天井屋根改修工事請負契約のうち、契約金額 2 億 8,336 万円を 903 万 4,450 円を増額いたしまして、2 億 9,239 万 4,450 円に変更したものでございます。

変更の主な内容につきましては、武道場の改修対象の天井と接する既存壁と建物本体との接合部の強度を高めるための補強工事及びマリーナ 2 階のランニングコースにおいて、外壁のひび割れなどが原因と考えられる雨漏りが確認されたため、劣化状況の詳細調査を実施した結果を踏まえ、必要な防水工事を追加したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、報告第 8 号を、経済振興部長、お願いします。

○経済振興部長（本田 善生君） よろしく願いいたします。

議案書 35 ページをお願いいたします。併せて説明資料の 60 ページをお願いいたします。

報告第 8 号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により御報告いたします。

専決第 7 号、和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年6月9日に、上天草市松島町合津地区内において発生した和解の相手方所有の軽乗用車と市職員運転の公用小型乗用車による接触事故に関し、令和7年8月7日に、専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、農林課の職員が運転する公用車を駐車スペースから後退させていたところ、後方に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用車に気づかず衝突し、損害を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

今後、再発防止のため、事故防止及び安全管理について徹底してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、報告第9号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書36ページをお願いいたします。

報告第9号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

まず、四つの財政指標からなる健全化判断比率についてでございます。

一般会計等の赤字の大きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字はなかったため、該当ございません。また、本市の財政規模に占める地方債の元利償還金の割合を示す実質公債費比率は11.7%で、前年度から0.1ポイント増加しております。

本市の財政規模に対する地方債など、現在抱えている負債の大きさの割合を示す将来負担比率は該当ございません。

次に、地方公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足がなかったため、該当はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、報告第10号を、経済振興部長、お願いします。

○経済振興部長（本田 善生君） 議案書37ページをお願いいたします。

報告第10号、上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上を出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、市が約7割を出資しております上天草さんばーる株式会社の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で報告は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日8月29日から9月7日までは、議案研究のため

め休会し、次の本会議は、9月8日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、8月29日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時37分